

# 盛岡市スポーツ少年団規程

## (設置)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市体育協会(以下「協会」という。)の事業実施に基づき、盛岡市スポーツ少年団(以下「本団」という。)を設置し必要な事項を定める。

## (構成)

第2条 本団は、市内の登録したスポーツ少年団(以下「単位団」という。)によって構成され、単位団を代表する組織体とする。

## (目的)

第3条 本団は、市内のスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位団活動の指導及び援助
- (2) 指導者及びリーダーの養成と組織化
- (3) 体力テストの普及指導
- (4) 単位団活動の活性化を図る大会の実施
- (5) 関係団体との連携
- (6) 日本スポーツ少年団及び県スポーツ少年団その他スポーツ団体が主催する行事への参加
- (7) 市内スポーツ少年団の登録手続きに関すること
- (8) その他目的達成に必要な事業

## (登録)

第5条 本団への加入は、登録をもって行う。本団は岩手県スポーツ少年団に登録する。

2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

## (委員)

第6条 本団に委員を置く。

2 委員は次の構成団体から推薦される。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 登録種目毎       | 1名  |
| (2) (公財)盛岡市体育協会 | 若干名 |
| (3) 盛岡市小学校体育連盟  | 1名  |
| (4) 盛岡市中学校体育連盟  | 1名  |
| (5) 盛岡市         | 1名  |

## (任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により推薦された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第8条 本団に次の役員を置く

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 本部長  | 1名  |
| (2) 副本部長 | 若干名 |

( 役員の選任 )

第 9 条 本部長及び副本部長は委員の互選とする。

( 役員の職務 )

第 10 条 本部長は本団を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長があらかじめ指示した順序によってその職務を代行する。

( 委員会 )

第 11 条 本団の重要事項を決定するため、委員会を置く。

2 委員会はすべての委員をもって構成する。

( 委員会の職務 )

第 12 条 委員会は、次の事項を審議決定する。

( 1 ) 事業報告の承認と事業計画の承認

( 2 ) 収支決算の承認と収支予算の承認

( 3 ) その他必要な事項

( 委員会の定足数 )

第 13 条 委員会は、本部長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 指導者協議会 )

第 14 条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会に関する事項については、別に定める。

( 会計 )

第 15 条 本団の会計は、補助金、寄付金、登録料及びその他の収入をもって支弁し、協会の定めるところにより処理する。

( 事務局 )

第 16 条 本団の事務は、協会事務局において処理する。

( 本規程の変更 )

第 17 条 この規程は、委員会において、3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。